

四日市港管理組合公報

第 8 7 3 号

平成23年 5 月24日

火 曜 日

目 次

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正

する規則 (経営企画課) 1

東日本大震災に対処するための四日市港管理組合職員の勤務時間、休

暇等に関する規則の特例に関する規則 (同) 2

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成23年 5 月24日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 8 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条第19号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊したため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第11条第21号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布します。

平成23年 5月24日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 9 号

東日本大震災に対処するための四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号）第11条第 4 号及び第 15 条の規定の適用については、同号中「5 日」とあるのは「5 日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、別表第 2 第 6 号に掲げる活動を行う場合にあっては、10 日）」と、同条中「第11

条各号」とあるのは「第11条各号（東日本大震災に対処するための四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年四日市港管理組合規則第9号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、別表第2第6号中「災害救援活動」とあるのは「東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における災害救援活動」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成23年 5月24日発行 四日市市霞 2丁目 1番地の1 (電話 代表 059(366)7006) 四 日 市 港 管 理 組 合</p>